

別記第五十号の十六様式(第十条の五の二十四関係)(A4)

特殊構造方法等認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

国土交通大臣 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称

上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)